

沿岸広域振興局長告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年11月15日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

- 1 路線名 重茂半島線
- 2 供用開始の区間 宮古市重茂第5地割54番4地先から第7地割18番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年11月17日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
  - (2) 期間 令和4年11月15日から同年12月15日まで